

被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 2 9 日

農政水産部農業普及技術課

(趣旨)

第1条 県は、中東情勢の影響による農業用資材の価格高騰により影響を受けている農業者の負担軽減を図るため、予算で定めるところにより、農業者による被覆資材等農業用資材の導入に要する経費を支援する事業を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりと

する。

- (1) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 補助事業者の補助金等の交付に関する規程、要綱等
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類（全ての証拠書類を含む。）を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の期間中、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 前号の書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の求めがあったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の減及び補助金の合計額の減
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセント以内の流用増減
- (3) 補助目的及び事業能率に影響を及ぼすおそれがない事業計画の細部の変更

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更承認申請書（別記様式第5号）
 - (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）
 - (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書（別記様式第7号）
- 2 知事は、規則第10条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、毎月末日現在の事業の実施状況について、補助事業実施状況書（別記様式第8号）を、翌月の10日までに知事に提出することによって行わなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、精算払（概算払）請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（別記様式第10号）に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月12日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象経費を支出したことを証する書類（写しでも可）
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。また、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年9月29日から施行し、令和8年度の予算に係る被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象 経費の 区分	補助対象経費		補助事業者	補助率												
事業費	対象期間内に作物生産に必要な農業用資材を購入した農業者の負担を軽減するため、補助事業者が購入経費を支援することに要する経費		宮崎県農業協同組合	10/10以内 （間接補助事業に係る補助金額は、「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業実施に係る運用について」（令和8年9月29日農業普及技術課定）3（5）補助金額の算定方法にて算定した額を上限とする。）												
	<table><tr><th colspan="2">農業用資材の区分</th><th>対象期間</th></tr><tr><td rowspan="2">施設園芸</td><td>・ハウス被覆資材 （外張・内張）</td><td>令和8年5月1日 ～ 令和9年1月31日</td></tr><tr><td>・マルチ資材</td><td rowspan="3">令和8年4月1日 ～ 令和9年1月31日</td></tr><tr><td rowspan="2">露地園芸</td><td>・マルチ資材 ・トンネル資材</td></tr><tr><td>飼料作物</td><td>・サイレージ ラップ用資材</td></tr></table>				農業用資材の区分		対象期間	施設園芸	・ハウス被覆資材 （外張・内張）	令和8年5月1日 ～ 令和9年1月31日	・マルチ資材	令和8年4月1日 ～ 令和9年1月31日	露地園芸	・マルチ資材 ・トンネル資材	飼料作物	・サイレージ ラップ用資材
	農業用資材の区分				対象期間											
	施設園芸	・ハウス被覆資材 （外張・内張）			令和8年5月1日 ～ 令和9年1月31日											
		・マルチ資材			令和8年4月1日 ～ 令和9年1月31日											
	露地園芸	・マルチ資材 ・トンネル資材														
飼料作物		・サイレージ ラップ用資材														
補助事業者が「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金」の補助事業者公募要領に基づき、間接補助事業者に対し、補助する際の当該補助に要する経費		「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金」の補助事業者公募要領に基づき決定された補助事業者														
補助事業の事務を行うために直接又は間接に必要な手数料		宮崎県農業協同組合	定額													
補助事業の事務を行うために直接又は間接に必要な報酬、人件費、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び一般管理費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費		「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金」の補助事業者公募要領に基づき決定された補助事業者														

※ 補助事業の実施に直接必要と判断し難い消耗品費（例：日用品、新聞・雑誌等）は補助対象とならない。

※ 一般管理費は、一般管理費を除く事務費の合計額の15%を上限とする。

※ 執行団体としての補助金交付事務について、全部若しくはその主たる部分（事務費の区分欄の合計額の50%を超えるものいう。）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。再委託等を含めた合計額が50%を超える場合には、知事の承認が必要となる。

※ 執行団体としての補助金交付事務について、一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施できる場合は、本公募の応募の際に実施体制として明示されているものに限る。なお、その場合は、実施に関する契約を締結し、知事に報告（原則として県の実地検査時に確認する。）するとともに、補助事業の履行体制を遅滞なく公表しなければならない。

※ 県は、補助事業実施期間中に、補助事業の執行に要する経費について、額の中間検査を実施する。共同実施等により複数の事業者が関与する場合、当該事業者に対しても県が直接検査を行う場合がある。